

出版健保 21 給発第 874 号

平成 21 年 10 月 1 日

事 業 主 各位

出版健康保険組合

理事長 上 瀧 博 正

(公 印 省 略)

出産育児一時金等の取り扱い（追加事務連絡）について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、出産育児一時金等の取り扱いについてはご案内文書（平成 21 年 9 月 29 日付 出版健保 21 給発第 863 号）を差上げたところでございますが、厚生労働省より緊急通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての当面の取り扱いについて」が発せられ、出産育児一時金等の直接支払制度導入により、直ちに対応困難な医療機関等に対する猶予措置が示されましたので、取急ぎお知らせいたします。

記

出産育児一時金等の直接支払制度導入に伴い、当面の準備が整わず、直ちに直接支払制度に対応困難な医療機関等については、次に掲げる措置を講じることが条件に、例外的に今年度に限り（平成 22 年 3 月 31 日まで）直接支払制度の適用を猶予することとなりました。

- (1) 直接支払制度に対応していない旨を、速やかに窓口に掲示すること。
- (2) (1) の措置を講じた上で、直接支払制度を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得ること（直接

支払制度を利用しない旨の合意文書)。

- (3) 出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで直接支払制度を希望する妊婦等については、これに応じるよう努めること。また、困難な場合には、医療保険者等による出産費用の貸付制度の利用等の説明を行い、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう配慮すること。

上記の対応困難な医療機関等で出産する場合

- (1) 直接支払制度の利用に応じてもらった場合

別添参考文書「出産育児一時金等の取り扱いについて（平成21年9月29日付 出版健保21給発第863号）の3.（2）および4. ①直接支払制度を利用する場合の取り扱いとなります。

- (2) 直接支払制度を利用しない合意をした場合

別添参考文書「出産育児一時金等の取り扱いについて（平成21年9月29日付 出版健保21給発第863号）」の3.（3）および4. ②直接支払制度を利用しない場合の取り扱いとなります。

なお、出産費用の貸付を希望する場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ

| | | |
|--------|----|--------------|
| 業務部給付課 | 電話 | 03-3292-5006 |
| 大阪支部 | 電話 | 06-6944-4300 |

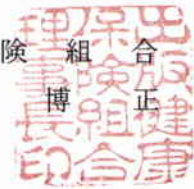
(参考文書)

出版健保 21 給発第 863 号

平成 21 年 9 月 29 日

事 業 主 各位

出 版 健 康 保 険 組 合
理 事 長 上 瀧



出産育児一時金等の取り扱いについて

初秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別なお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については緊急少子化対策の一環として健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 139 号）が公布され、本年 10 月 1 日から出産育児一時金および家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」）の支給額の引き上げおよび、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度が実施されることになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 政令改正趣旨

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため出産育児一時金等の支給額を引き上げ、また被保険者等が医療機関等の窓口において多額の出産費用を支払わなくてもすむように支給方法を見直すものです。

2. 出産育児一時金等の支給額の引き上げ

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産について以下のとおりとなります。

- 産科医療補償制度加入の医療機関等での出産（在胎週数 22 週以上、死産含む）の場合

現行 38 万円から 42 万円に引き上げられます。

- 産科医療補償制度未加入の医療機関等での出産、在胎週数 22 週未満の出産、海外での出産等の場合

現行の 35 万円から 39 万円に引き上げられます。

3. 直接支払制度

直接支払制度とは出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請および受取りを、直接健康保険組合に行うことにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口で出産費用を支払う経済的負担を軽減するための新しい制度です。ただし、従来どおり被保険者等の意思で医療機関等の窓口にて出産費用全額を負担して後日健康保険組合に出産育児一時金等の請求をすることもできます。

(1) 対象者

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産で出産育児一時金等の受給権のある被保険者等が対象です。

(2) 直接支払制度を利用する場合

① 医療機関等から直接支払制度を利用するかどうか、十分な説明を受けて退院までの間に決定してください。利用する場合は医療機関等との間で合意文書（2 通）を作成し、1 通は被保険者等が保管し、もう 1 通は医療機関等が保管します。

② 出産費用については、費用の内訳が記載された領収・明細書が医療機関等から交付されます。

- 出産費用が 42 万円（産科医療補償制度未加入医療機関は 39 万円）を超えた場合

越えた額を医療機関等に支払ってください。

- 出産費用が 42 万円（産科医療補償制度未加入医療機関は 39 万円）未満の場合

出産費用との差額を後日医療機関等からの請求で確認後、通知書兼請求書を送付いたしますので、当組合に請求してください。

(3) 直接支払制度を利用しない場合

医療機関等から直接支払制度を利用するかどうか説明を受けて、直接支払制度

を利用しない場合は、従来どおり医療機関等へ出産費用全額を支払い、当組合へ請求していただくことになります。出産育児一時金・付加金請求書に医師・助産師又は市区町村長の証明を受け、医療機関等からの出産費用の領収・明細書の写しと合意文書（直接支払制度を利用しない旨が記載されているもの）の写しを添付して請求してください。

（４）海外で出産した場合

従来どおり、出産育児一時金・付加金請求書に医師等の証明書（外国語の証明の場合は日本語に翻訳した書類が必要です）を添付して請求してください。

４．付加給付（出産育児一時金付加金および家族出産育児一時金付加金）の請求について

従来どおり、出産育児一時金・付加金請求書に医師・助産師又は市区町村長の証明を受けて、当組合に請求してください。

① 直接支払制度を利用する場合

請求書により、出産育児一時金付加金（家族出産育児一時金付加金）を支払います。

② 直接支払制度を利用しない場合

従来どおり、出産育児一時金と併せて請求書により出産育児一時金付加金（家族出産育児一時金付加金）を支払います。

５．資格喪失後の請求について

１年以上被保険者であった方（女子被保険者に限ります）が退職後６ヵ月以内に出産した場合は、その時点で加入している保険者（健康保険組合等）か、退職まで加入していた保険者（健康保険組合等）のいずれかを選択して出産育児一時金等を請求することができます。この場合出産にあたり、退職までに加入していた保険者（健康保険組合等）において直接支払制度を利用する場合は、「資格喪失証明書」が必要となります。

当組合の被保険者資格喪失（事業所を退職）後、６ヵ月以内に出産する予定で当組合で直接支払制度を利用する場合は業務部給付課宛に「資格喪失証明書」の交付をご依頼ください。

なお、資格喪失後の出産に係る請求については付加給付（出産育児一時金付加金）の支給はありません。

6. 出産育児一時金等の受取代理制度（事前申請）の廃止について

今回の出産育児一時金等の直接支払制度導入により、平成21年9月30日をもって出産育児一時金等の受取代理制度（事前申請）は廃止されます。

- ① 本年9月30日までに出産予定で、すでに事前申請の手続きをしていたが、実際の出産が10月1日以降となってしまった場合

提出のあった事前申請を直接支払制度の代理契約の合意文書とみなして直接支払制度が活用されます。

- ② 本年10月1日以降の出産予定で、すでに直接支払制度の代理契約を締結していたが、実際の出産が9月30日以前となってしまった場合

出産後であっても医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出をもって、速やかに受取代理（事前申請）の手続きを行えば、受取代理（事前申請）の取り扱いとなります。

7. 出産費用の貸付について

出産費用貸付を利用する場合には、出産育児一時金等の直接支払制度の趣旨および出産育児一時金等が貸付金返済の担保となることから、直接支払制度は利用できません。よって従来どおり出産育児一時金・付加金請求書に医師・助産師又は市区町村長の証明を受け、医療機関等からの出産費用の領収・明細書の写しと合意文書（直接支払制度を利用しない旨が記載されているもの）の写しを添付して請求してください。

8. その他

- ① 異常分娩により、入院・産科手術等となる可能性がある場合は、当組合へ限度額適用認定申請を行い証書の交付を受け、医療機関へ提示してください。
- ② 出産育児一時金等の申請については従来の用紙にてご申請ください（付加給付のみの請求についても同様）。直接支払制度利用で差額請求分が発生した場合は当組合より、通知書兼請求書を送付いたしますので、それをもってご請求ください。

問い合わせ

| | | |
|--------|----|--------------|
| 業務部給付課 | 電話 | 03-3292-5006 |
| 大阪支部 | 電話 | 06-6944-4300 |